

## 檜葉町廃炉産業参入モデル事業者審査基準

檜葉町廃炉産業参入モデル事業実施要綱第6条の規定による事業者の決定は、応募書類及びヒアリングの内容について、公平かつ客観的に審査・評価をしたうえで決定するものとする。

### 1 審査・評価の方法

#### (1) 審査官の選任

新産業創造室より担当審査官を選任し、本基準により審査・評価を実施する。

#### (2) 審査評価手順

- ① 事業者より提出のあった応募書類を基に事前審査・評価を行う。応募書類に不備がある場合は総合得点を0点とし、個別ヒアリングは実施しないものとする。
- ② 個別ヒアリングの結果に基づき、事前審査・評価の修正を行う。
- ③ 修正後の審査・評価点より総合得点を算出し、モデル事業候補者を選定する。
- ④ モデル事業候補者のうち、審査基準の充足値によりモデル事業者を決定する。

#### (3) 審査・評価点の配分

点数については、担当審査官1名につき総合得点100点を満点とし、得点配分については以下の通りとする。

$$\text{総合得点 } 100\text{点} = \text{審査点 } 70\text{点} + \text{評価点 } 30\text{点}$$

#### (4) 採点方法 次のとおり、項目・基準・配点を設定し、審査及び評価の採点を行う。

項目			基準	配点
1	審査点	実施方針	実施方針は明確で適正か。	10
2			有効性が認められるものか。	10
3			実現性が認められるものか。	10
4			K P I を設けているか。	10
5		実施体制	実施体制は明確で適正か。	10
6			積極的な事業協力体制を構築できるか。	10
7		事業実績	本業務に係る実績があるか。	10
8	評価点	ヒアリング	町モデル事業者として適正か。	10
9			事業目的を理解しているか。	10
10			社会貢献活動などの意欲があるか。	10
合計				100

総合得点の算出にあたっては、次の5段階による評価係数を用いる。

判断基準	評価係数
特に優れた事業効果が期待できる	配点×1.0
優れた事業効果が期待できる	配点×0.8
平均的な内容である	配点×0.6
資格は満たしているが、内容が乏しい	配点×0.4
モデル事業者としてふさわしくない	配点×0.0

## 2 モデル事業者の決定

### (1) モデル事業候補者

総合得点60点以上を獲得した事業者をモデル事業候補者とする。

しかし、応募者が多数となった場合（概ね6者以上となった場合）は、総合得点のほか応募業種、町の実施体制等を勘案し、最大で5者程度のモデル事業候補者を選定するものとする。

### (2) モデル事業者

得点上位のモデル事業候補者から順位付けをし、応募する業種別のバランスを考慮のうえ、予算の範囲内でモデル事業者を最終決定する。

### (3) 継続モデル事業者

本年度の事業実績より1(2)②の手順により修正し、次年度モデル事業候補者との比較により継続の可否を判断する。

### (4) 採択結果

採択された事業者については、審査結果を書面で通知する。

## 3 補助金の交付金額

要綱第9条に規定する補助金の交付金額は次の算定によりものとする。

順位	補助基礎額 (A)	総合得点	得点係数 (B)
1	5,000,000 円	100	1.0
2	4,000,000 円	90 以上	0.9
3	3,000,000 円	80 以上	0.8
4	2,000,000 円	70 以上	0.7
5	1,000,000 円	60 以上	0.6

$(A) \times (B) = \text{補助算定額 (C)}$ 、応募書類 (第3号) に記載する総事業費 (D)  $\times$  補助率  $1/2 = \text{補助上限額 (E)}$  とし、 $(C) \leq (E)$  により交付金額を決定する。